

帰還困難区域（浪江町）において農業の開業準備中であった申立人について、住民票上の住所は栃木県内であったものの、生活の実態等を考慮して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害のうち560万円が賠償されるとともに、平成29年1月分以降の逸失利益につき、当事者双方が、被申立人の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

ア 一時立入交通費及び洗車費用

金額 金21,204円

期間 平成25年2月21日、同年3月28日及び平成27年4月27日分

イ 被申立人による平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」I（平成29年1月以降）に基づく営業損害

金額 金15,581,724円

ウ 中間指針第四次追補第2の1の（指針）I①に基づく精神的損害

金額 金5,600,000円

エ 本件和解仲介に関する弁護士費用

金額 金571,164円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金21,774,092円の支払義務のあることを確認する。

3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項イ記載の損害に対する賠償金として、金2,164,128円（平成29年1月分乃至平成29年5月分）を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項アについては、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月4日

（仲介委員 増澤博和）